

令和3年9月30日

定時制 生徒・保護者 様

京都府立鳥羽高等学校  
校長 川口 浩文

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除等に伴う対応について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染拡大防止についても御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、京都府における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が9月30日（木）をもって解除され、この度、府立学校における今後の対応について府教育委員会から通知が出ました。

本校におきましては、本通知に基づき、健康観察や感染拡大防止の観点に基づく行動様式の徹底、人権侵害につながる事のない意識の共有等を引き続き継続しながら、下記のとおり、適切な感染拡大防止対策を徹底して学校教育活動を行なってまいります。

御家庭におかれましては、今後も感染拡大防止の行動等に御協力いただきますと共に、本校の教育活動に御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況によっては、内容を変更する場合もあり得ます。その場合は、学校ホームページ（この文書の裏面の終わりにQRコードを記載）の「緊急のお知らせ」欄に掲載し、お知らせいたします。

### 記

#### 1 校時等について

- (1) 10月1日（金）から平常校時とし、4限終了（21時05分）後、用事がない場合は速やかに下校してください。放課後完全下校時間は、22時00分とします。
- (2) 不要不急の外出をせず、特に下校時は生徒同士で飲食や寄り道をせず、まっすぐに帰宅してください。
- (3) 学校内外とも【密集・密接・密閉】を避け、マスク（不織布マスク推奨）の着用とこまめな手洗いを行ってください。
- (4) 登校時、昇降口での健康観察（体温報告又は検温等）を行います。

#### 2 授業・部活動等について

- (1) 授業等において、「接触」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」については可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くように努めるとともに、活動上どうしても必要な場合でも、回数や時間を絞るなどして感染拡大防止に留意をしながら教育活動を実施します。

[裏面に続く]

- (2) 授業等、教室内の換気について、継続して換気を行います。
- (3) 部活動については、制限を段階的に緩和し、10月9日（土）以降、他校との交流や卒業生（OB・OG）の参加が認められますが、健康観察・検温・マスク着用等の感染対策をお願いします。

### 3 新型コロナワクチン接種について

各自治体において12歳以上の児童生徒への接種券の配付が始まっています。接種につきましては、ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、各御家庭で正しい知識に基づき、接種の検討を行ってくださいますようお願いいたします。

授業日に、ワクチンの接種や接種後の体調不良によって登校できなかった場合は、出席停止の対象となりますので、欠席連絡と登校後の所定の手続きを速やかに行うよう御指導ください。

なお、16歳未満の生徒への予防接種を行うに当たっては、保護者の同意が必要となります。

また、新型コロナワクチンの接種の有無は、所々の状態を総合してそれぞれの方の判断がなされるべきものであり、その個々の判断が尊重されるべきものです。接種を受ける又は受けないことによって非難や疎外が生じることの無きよう、御家庭でも意識を共有くださいますようお願いいたします。

### 4 保護者の皆様へ

- (1) 御家庭においても基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、人権侵害につながる事のないように正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導ください。
- (2) お子様の日常的な健康観察は継続して行ってくださいますようお願いいたします。
- (3) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）に相談し、休診等の場合は、専用窓口〔きょうと新型コロナ医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話075-414-5487〕等へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (4) 本人や同居の御家族が新型コロナウイルス感染症の疑いにより検査を受けることになった場合、学校まで必ず御連絡くださいますようお願いいたします。
- (5) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先（学校）：075-672-8481、メール：toba-hs-tei@kyoto-be.ne.jp  
学校休業日の緊急連絡：メールのみ（首席副校長に転送されます。）



学校HPのQRコード